

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・法人税法に規定する定額法によっている。

無形固定資産・・・法人税法に規定する定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において要支給額を計上している。

(3) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、重要性が乏しいため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	74,000,000	0	0	74,000,000
小 計	74,000,000	0	0	74,000,000
特定資産				
運用財産	14,000,000	0	0	14,000,000
職員退職給付引当金資産	15,583,068	2,330,980	0	17,914,048
積立金資産	7,500,000	2,500,000	0	10,000,000
資産取得資金	0	0	0	0
小 計	37,083,068	4,830,980	0	41,914,048
合 計	111,083,068	4,830,980	0	115,914,048

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	74,000,000	30,000,000	44,000,000	0
小 計	74,000,000	30,000,000	44,000,000	0
特定資産				
運用財産	14,000,000	14,000,000	0	0
職員退職給付引当金資産	17,914,048	0	17,914,048	17,914,048
積立金資産	10,000,000	0	10,000,000	0
資産取得資金	0	0	0	0
小 計	41,914,048	14,000,000	27,914,048	17,914,048
合 計	115,914,048	44,000,000	71,914,048	17,914,048

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,583,220	1,246,560	2,336,660
什器備品	1,625,671	871,484	754,187
会計ソフト	351,097	280,876	70,221
合 計	5,559,988	2,398,920	3,161,068

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高について

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	14,734,347	0	14,734,347
前 払 金	206,500	0	206,500
合 計	14,940,847	0	14,940,847

6. 補助金などの内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
千葉県補助金	千葉県	-	5,709,667	5,709,667	-
全民児連助成金	全国社会福祉協議会	-	3,225,200	3,225,200	-
千葉県共募助成金	千葉県共同募金会	-	1,000,000	1,000,000	-
合 計			9,934,867	9,934,867	

7. 引当金の明細

引当金の明細は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
全社協退職積立引当金	12,450,220	1,727,020	0	0	14,177,240
共助会施設掛金引当金	3,132,848	603,960	0	0	3,736,808
合 計	15,583,068	2,330,980	0	0	17,914,048

8. その他

当法人は、千葉県知事より平成25年 3月18日付（千葉県健指指令第2928号）をもって公益財団法人として認定を受け、平成25年 4月 1日より公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会に移行している。